２０１２年6月９日

各　　位

会社名　　株式会社　タダノ
コード番号　６３９５
お問合せ先　執行役員企画管理部部長
橋倉　荘六
ＴＥＬ(087)839-5600

子会社元役員による不正行為について

このたび、当社米国販売子会社であるTADANO America Corporation（以下タダノ・アメリカ）において、元役員による不正行為が判明し、タダノ・アメリカは、米国時間６月８日に損害回復のための民事手続きを現地裁判所に申請いたしました。なお、タダノ・アメリカは、元役員を現地の捜査当局に刑事告発し、現地ではすでに家宅捜索が行われ、逮捕状が出されたとの情報も得ております。

このような事態を招き、株主・投資家の皆様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけすることを、深くお詫び申し上げます。

記

１．事件の概要

タダノ・アメリカの取締役副社長（現地採用）が、２０１０年１１月から１２年４月にかけて、法務担当責任者という職位を利用し、同社の法務費用を不当に水増しして架空の法律事務所へ支払うなどにより、横領した疑いがあることが、本年５月に判明しました。

当社では社内調査委員会（委員長：当社取締役執行役員専務　鈴木 正）を設置し、不正調査専門の現地法律事務所を起用して社内調査を進めてまいりました。またタダノ・アメリカは、５月２１日付で取締役副社長を解任しました。

今後、当社では事件の全容解明に努めてまいります。

２．連結業績に与える影響

不正行為によって生じるタダノ・アメリカの損害額は最大で９００万ドルと推定しております。そのうち１１年度までの約３１３万ドルについては既に費用化されており、当社の１０年度及び１１年度経常利益・当期純利益に与える影響はございません。なお、当社の１２年度業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要と判断した場合は、速やかに別途お知らせいたします。

３．今後の対応について

当社グループは内部統制システムを構築し、管理体制を推進してまいりました。しかし本件は、弁護士資格保有の取締役副社長が法務担当責任者という職位を利用した不正行為であったため、発見の遅れにつながってしまいました。

当社グループでは、内部管理体制の改善と強化を行うとともに、事務処理や管理システムの見直しに取り組んでまいります。

以　上